

2026むつ市プレミアム付飲食券取扱店募集要項

「2026むつ市プレミアム付飲食券」発行準備に伴い取扱店を募集します。申込を希望される事業所は、下記内容をご確認いただき「取扱店登録申込書」に必要事項をご記入の上、お申込みください。

1. プレミアム付飲食券の概要

名 称	2026むつ市プレミアム付飲食券
発 行 者	むつ市
発行予定総額	7,500万円（うちプレミアム分3,000万円）
発行予定数	15,000セット
販売価格	1セット3,000円 （券面額5,000円、500円券×10枚綴り）
販売上限	1人2セット
使用期間	令和8年2月6日（金）～令和8年4月30日（木）
販売場所 販売期間 販売時間	①マエダ本店 令和8年2月6日（金）～令和8年2月28日（土） 9時00分～18時00分 ②マエダストア大畑店・川内店 令和8年2月6日（金）～令和8年2月11日（水） 9時00分～18時00分
購入対象者	むつ市在住の方 ※年齢制限なし

2. 取扱店の応募資格

取扱店の応募資格については、以下を全て満たす事業者とする。

- (1) むつ市内で営業する店舗であること。
- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条に基づく「飲食店営業許可」または「喫茶店営業許可」を取得していること。
- (3) (1) から (2) を満たす事業者で、次の店舗・施設ではないこと。
 - ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
 - ・風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に該当する営業を行うもの
 - ・同法第2条第5項に該当する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る同法第2条第13項に該当する接客業務受託営業を行うもの
 - ・社員食堂などが利用者に限定される店舗
 - ・カラオケボックス、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなど飲食をメインとしない店舗
 - ・上記のほか、発行者及びむつ商工会議所の協議の上対象外とするこ

とが適当であると認めたもの

3. 取扱店登録料／換金手数料／振込手数料

(1) 取扱店登録料・換金手数料・振込手数料は無料です。

4. 飲食券取扱い厳守事項

- (1) 飲食券は、取扱店での飲食の利用に限り利用可能です。なお、飲食券は店内での飲食の他、飲食物のデリバリーやテイクアウトにも使用できるものとする。
- (2) 飲食券と現金の交換は禁止です。
- (3) 利用額が券面額に満たない場合でも釣銭は渡さないこと。
- (4) 不足分は現金等で受け取ること。
- (5) 取扱店で独自に飲食券の利用対象外とする商品等を定める場合は、あらかじめ消費者が認識できるように陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (6) 利用期間を過ぎた飲食券は無効となります。
- (7) 飲食券の盗難・紛失については、発行者はその責任を負いません。

5. 飲食券の利用対象とならないもの

- (1) 取扱店などが発行する食事券、カード類への支払い
- (2) 風営法第2条に規定する性風俗関連特殊営業等に係るもの
- (3) その他、発行者及びおつ商工会議所が相応しくないと判断した商品等

6. 取扱店の責務等

次の事項を遵守してください。

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、告知ツール（ポスター等）を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 利用者が持ち込んだ飲食券は、受け取る前に偽装されたものでないか問題がないか確認し、偽造された飲食券と判別できる場合、飲食券の受け取りを拒否し、その事実をおつ商工会議所へ速やかに報告すること。
- (3) 飲食券を受け取った時は、他店での再利用防止のため裏面の所定欄に取扱店名を記入（ゴム印可）し、既に取扱店の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (4) 登録された店舗名と飲食券裏面に記入された取扱店名が異なると換金できない場合があるので、店舗名が変更になった場合は、直ちに報告すること。
- (5) 飲食券の交換、譲渡及び売買は行わないこと。
- (6) 受け取った飲食券の保管及び管理には十分注意し、紛失や盗難等による損失は取扱店の責務とする。

7. 取扱店の登録申込

(1) 申込方法

- ① 取扱店の登録を申し込まれる方は、この募集要項に同意のうえ、「取扱店登録申込書」に必要事項を記入し、下記まで郵送、FAX又は持参等により提出してください。
- ② 市内に複数の店舗がある場合は、各店舗毎の登録が必要です。
- ③ 「取扱店登録申込書」は、2026おつ市プレミアム付飲食券公式HP

- からダウンロードできるほか、むつ商工会議所でも配布します。
- (2) 申込先
登録申込書の提出先は、むつ商工会議所となります。

●むつ商工会議所

住所：〒035-0071 むつ市小川町2丁目11-4
TEL：0175-22-2282 FAX：0175-22-0167
時間：8：30～17：00（土日祝日、年末年始休み）

- (3) 取扱店一覧表掲載申込期限

[1次締切]

令和8年1月11日（日）【必着】

購入申込募集の折込チラシへ店名を掲載します。

[2次締切]

令和8年1月30日（金）【必着】

飲食券販売時に配布する取扱店一覧へ店名を掲載します。

2次締切以降に登録した取扱店は、順次、HPの「取扱店一覧」に掲載します。

- (4) 取扱店の登録

審査のうえ、承認の可否について郵送で通知します。（取扱店マニュアルなど同封）

なお、申込内容に虚偽、不備等がある場合は、不承認あるいは承認を取り消すことがあります。

8. 飲食券の換金

- (1) 換金は、「換金取次依頼書」を提出した日からむつ地区においては5営業日以内、大畑、川内・脇野沢地区においては10営業日以内を目途に指定の口座に振込みします。
- (2) 換金期間は、令和8年2月24日（火）～令和8年5月15日（金）までの指定する日とする。
※期間経過後の換金には一切応じられません。
- (3) 換金する場合は、裏面に取扱店名を記載した「使用済飲食券」及び指定の「換金取次依頼書」「取扱店の証」を下記の窓口に提出する。ただし、業務時間終了後や土日祝日の取り扱いはできません。
- (4) 振込口座はゆうちょ銀行の口座は利用できません。
- (5) 換金場所
- | | | |
|------------|---------------|---------------|
| 【むつ地区】 | むつ商工会議所 | |
| 住所： | むつ市小川町2-11-4 | 時間：9：30～15：30 |
| 【大畑地区】 | 大畑町商工会 | |
| 住所： | むつ市大畑町新町84 | 時間：8：30～17：00 |
| 【川内・脇野沢地区】 | むつ市川内町商工会 | |
| 住所： | むつ市川内町川内115-9 | 時間：8：30～17：00 |